4	平成20年11月14日	第12期事業年度第２四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年９月第２四半期四半期報告書）	平成20年４月１日～平成20年９月30日の第２四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲1,476百万円であるところを▲30百万円と記載	貸倒引当金の過少計上 売上の過大計上等
			平成20年７月１日～平成20年９月30日の第２四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が11,732百万円であるところを16,057百万円と記載	
5	平成21年２月13日	第12期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年12月第３四半期四半期報告書）	平成20年４月１日～平成20年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲3,561百万円であるところを▲1,651百万円と記載	貸倒引当金の過少計上 売上の過大計上等
			平成20年10月１日～平成20年12月31日の第３四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が9,402百万円であるところ、14,190百万円と記載	

㈱　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示している。

【課徴金額】　600万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成22年１月29日

課徴金納付命令日　平成22年２月23日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤　モジュレ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

証券監視委は、モジュレ株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載について検査した結果、法令違反（旧金商法172条の２第１項等）の事実が認められたので、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った。

【勧告年月日】　平成22年３月12日

【勧告の対象となった違反事実】

モジュレ株式会社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項並びに金融商品取引法第172条の４第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出したものである。

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容㈱	事由
1	平成20年８月28日	第９期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成20年５月期有価証券報告書）	平成19年６月１日～平成20年５月31日の会計期間	損益計算書	・経常損益が46百万円であるところを102百万円と記載 ・当期純損益が１百万円であるところを61百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
2	平成20年10月14日	第10期事業年度第１四半期会計期間に係る四半期報告書（平成20年８月第１四半期四半期報告書）	平成20年６月１日～平成20年８月31日の第１四半期累計期間	四半期損益計算書	・経常損益が▲144百万円であるところを▲26百万円と記載 ・四半期純損益が▲144百万円であるところを▲16百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
			平成20年６月１日～平成20年８月31日の第１四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が417百万円であるところを606百万円と記載	
3	平成21年１月14日	第10期事業年度第２四半期会計期間に係る四半期報告書（平成20年11月第２四半期四半期報告書）	平成20年６月１日～平成20年11月30日の第２四半期累計期間	四半期損益計算書	・経常損益が▲215百万円であるところを▲96百万円と記載 ・四半期純損益が▲261百万円であるところを▲144百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
			平成20年９月１日～平成20年11月30日の第２四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が295百万円であるところを473百万円と記載	
4	平成21年４月14日	第10期事業年度第３四半期会計期間に係る四半期報告書（平成21年２月第３四半期四半期報告書）	平成20年６月１日～平成21年２月28日の第３四半期累計期間	四半期損益計算書	・経常損益が▲271百万円であるところを▲166百万円と記載 ・四半期純損益が▲440百万円であるところを▲337百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
			平成20年12月１日～平成21年２月28日の第３四半期会計期間	四半期貸借対照表	純資産額が119百万円であるところを281百万円と記載	
5	平成21年８月27日	第10期事業年度会計期間に係る有価証券報告書（平成21年５月期有価証券報告書）	平成20年６月１日～平成21年５月31日の会計期間	損益計算書	・経常損益が▲241百万円であるところを▲145百万円と記載 ・当期純損益が▲459百万円であるところを▲366百万円と記載	貸倒引当金の過少計上等
				貸借対照表	純資産額が99百万円であるところを253百万円と記載	